

# 貸 渡 約 款

## 第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社は、貸渡約款（以下「本約款」という。）に定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。

なお、本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

- 2 当社は、本約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約を定めた場合には、その特約が優先するものとします。
- 3 借受人は、貸渡契約の締結にあたり、借受人と異なる運転者を指定する場合、運転者に本約款及び運転者としての義務を周知し、遵守させるものとします。

## 第2章 予約

(予約の申込み)

第2条 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、本約款および別に定める料金表等に同意のうえ、あらかじめ車種、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、オプションレンタル品の要否・種別、運転者、その他の借受条件（以下「借受条件」という。）を明示して予約の申し込みを行うことができます。

- 2 当社は、借受人から予約の申し込みがあったときは、当社の保有するレンタカー及びオプション品の範囲内で予約に応ずるものとします。

(予約の変更)

第3条 前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、借受開始日の前々日までに当社の承認を受けなければならないものとします。

(予約の取消し等)

第4条 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるものとします。

- 2 借受人が借受人の都合により予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という。）の締結手続きに着手

しなかったときは、予約は取り消されたものとします。

- 3 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料（以下「キャンセル料」という。）を当社に支払うものとします。
- 4 借受人との間に既に予約契約が成立している場合であって第7条第1項に定める身元確認等の結果、第8条第1項及び第2項の各号に定める事由により当社が貸渡契約の締結が相当ではないと判断したとき、又は借受人が第7条第1項の身元確認等に応じないときは、借受人の都合による予約の取消しとして取り扱います。

（代替レンタカー）

- 第5条 当社は、当社の都合により予約を受けたレンタカーを貸し渡すことができない場合、借受人に対して速やかに連絡するとともに、借受人の同意を得て予約と異なる車種タイプのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）を貸し渡す事ができるものとします。
- 2 前項により、代替レンタカーの借受を借受人が承認しない場合には予約解除となり、予約の解除による損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
  - 3 当社は、当社の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、リコール、他の借受人による返還遅延、固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、当社のレンタカー貸渡事業の運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の不可抗力事由により、予約を受けたレンタカーを貸し渡すことができない場合、借受人に代替レンタカーを貸し渡すことができるものとする。
  - 4 当社は、前項により借受人がこの代替レンタカーの貸し渡しを承認しない場合には、予約は取り消されたものとします。
  - 5 当社は、第5項及び第7項による貸し渡す代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種の貸渡料金より高くなるときは、予約した車種の貸渡料金によるものとし、予約された車種の貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。

（免責）

- 第6条 当社および借受人は、予約の取消し、又は貸渡契約の不成立について、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

### 第3章 貸渡し

（貸渡契約の締結）

- 第7条 当社は、貸し渡しできるレンタカーがない場合又は借受人が第8条第

1 項及び第2 項各号に該当する場合を除き、借受人の申し込みにより貸渡契約を締結するものとします。

なお、当社は、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し運転免許証及び運転免許証以外の身元を証明する書類の提出並びに借受期間中に借受人と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めるとともに、運転免許証及び提出された書類の写しをとることがあり、借受人及び利用者はこれに従うものとします。

2 貸渡契約は、第2 条第1 項に定める借受条件を明示して行うものとします。

3 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、現金による貸渡料金の支払いを求めます。但し当社がその他の支払方法によることを承認したときは、借受人は当該方法によって貸渡料金を支払うことができるものとします。

原則、支払いは利用日の3 営業日前までに指定口座への前払いとします。

#### (貸渡契約締結の拒絶)

第8 条 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

(1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していないとき。

(2) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。

(3) 酒気を帯びていると認められるとき。

(4) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。

(5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認めるとき。

2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

(1) 予約に際して定めた借受人及び運転者と貸渡契約締結時の借受人及び運転者とが異なるとき。

(2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。

(3) 過去の貸渡しにおいて、第1 6 条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。

(4) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者の貸渡しを含む）において、第1 7 条第6 項又は第2 5 条第1 項に掲げる事項に該当する行為があったとき。

(5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。

(6) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行

為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。

(7) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用い当社の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。

(8) その他当社が不相当と認めたとき。

#### (貸渡契約の成立等)

第9条 貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立したものとします。

2 借受人との間に既に予約契約が成立している場合は、前項に基づくレンタカーの引き渡しがあったときに、当該予約契約が完結し、貸渡契約が成立するものとします。なお、レンタカーの引き渡しは、第2条第1項に定める借受開始日時に、同条項に明示された借受場所で行うものとします。

#### (貸渡料金)

第10条 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示するものとします。

(1) 基本料金

(2) 特別装備料（オプションレンタル品）

(3) その他の料金

2 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が近畿運輸局運輸支局長、神戸運輸監理部兵庫陸運部長に届け出て実施している料金によるものとします。

3 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

#### (貸渡条件の変更)

第11条 貸渡契約成立後、第2条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

#### (点検整備及び確認)

第12条 当社は、道路運送車両法第48条〔定期点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

2 当社は、道路運送車両法第47条の2〔日常点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

3 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に

定める点検表に基づく車体外観および付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないこと、その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

- 4 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

(貸渡証の交付、携帯等)

第13条 当社は、レンタカーを引き渡したとき、近畿運輸局運輸支局長、神戸運輸兵庫陸運部長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
- 3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 4 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

## 第4章 使用

(管理責任)

第14条 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用期間中」といいます。）、善良な管理者の注意義務を以てレンタカーを使用し、保管するものとします。

- 2 借受人は、第1項の注意義務を怠り、レンタカーを汚損、滅失または毀損した場合には、直ちに当社に報告しなければならないものとします。

(日常点検整備)

第15条 借受人又は運転者は、毎日、レンタカーを使用する前に道路運送車両法第47条の2〔日常点検整備〕に定める点検をし、必要な整備をしなければならないものとします。

(禁止行為)

第16条 借受人又は運転者は、使用期間中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法等法令に基づく必要な許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業等又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを所定の用途以外に使用しまたは第13条第1項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。

- (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (5) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (6) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (7) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (8) その他第2条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

(駐車違反の場合の措置等)

第17条 借受人又は運転者が使用期間中にレンタカーに関し、道路交通法に定める駐車違反をしたときは、借受人又は運転者は駐車違反をした警察署（以下「取扱い警察署」といいます。）に出頭して、直ちに自ら駐車違反に係る反則金を納付し、かつ、当該駐車違反に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を負担するものとします。

- 2 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

なお、当社は、レンタカーが警察署により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察署から引き取る場合があります。

- 3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通違反告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。

また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

- 4 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力をを行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

- 5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若し

くは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。

この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

(1) 放置違反金相当額

(2) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

- 6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは当社が指定する期日までに運転者が同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は取得した借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等の個人情報を利用して法的措置をとるものとします。
- 7 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。

（GPS機能及び自動車メーカー等の車両通信機）

第18条 借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下「GPS機能」といいます。）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- (1) 貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
  - (2) 第25条第1項に該当したとき、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
  - (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。
- 2 借受人及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。
  - 3 借受人及び運転者は、レンタカーに自動車メーカーやその提携事業者、及び情報通信事業者等（以下あわせて「自動車メーカー等」といいます。）の車両通信機が標準搭載されている場合があり、自動車メーカー等が、車両稼働支援サービス、車両運行支援サービス、その他自動車メーカー等が

公表している利用目的のため、車両通信機よりレンタカーの車両状態情報（稼働情報、位置情報、制御情報、故障情報等）を取得する必要があることに同意するものとします。

- 4 借受人及び運転者は、前項の車両状態情報について、当社が、第20条第1項各号の目的で利用するために、自動車メーカー等から提供を受ける必要があることに同意するものとします。

（ドライブレコーダー）

第19条 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- (1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
- (2) レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況等を確認するため。
- (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。

- 2 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

## 第5章 返還

（返還責任）

第20条 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。

- 2 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
- 3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害に対する責を負わないものとします。

この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

（返還時の確認等）

第21条 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカー及び備品（オプションレンタル品を含む。）を引渡し時の状態で返還するものとします。

この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引き渡し時の状態で返還するものとします。

- 2 借受人又は運転者は、借受人又は運転者の責に帰すべき事由によるレンタカーの汚損（通常使用の摩耗を除く）、損傷、備品の紛失等があるときは、レンタカーを借受開始時の状態に復するために要する費用を負担するものとします。
- 3 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。
- 4 借受人又は運転者は、レンタカー返還時において、燃料タンクが当該レンタカーの走行に必要な燃料で満ちていない場合（いわゆる「満タン」ではない場合）には、当社所定の換算表により算出した給油代行手数料を、直ちに支払うものとします。

（借受期間変更時の貸渡料金）

第22条 借受人又は運転者は、借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

（返還場所等）

第23条 借受人又は運転者は、所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

- 2 借受人又は運転者は、当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、返還場所の変更によって必要となる快走費用及び回送のために通常必要となる期間に相当する貸渡料金相当額の合計を支払うものとします。

（不返還となった場合の措置）

第24条 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、且つ当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、既に取得した個人情報を開示して探索・調査又は刑事告訴を行う等の法的措置をとることとします。

- 2 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
- 3 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

## 第6章 故障、事故、盗難時の措置

### (故障発見時の措置)

第25条 借受人又は運転者は、使用期間中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの異常又は故障が借受人の責に帰すべき事由によるときは、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとします。この場合、当社への連絡時刻をもって貸渡契約が終了し、借受人は、レンタカーの予約時に指定した借受開始日時と当社への連絡日時までの期間に相当する料金を支払うものとします。

3 借受人は、当社が第12条に定める定期点検整備を行ったにもかかわらず発生した故障等によりレンタカーを使用することができなかった場合、これにより生じた損害について当社の責任を問わないものとします。

### (事故発生時の措置)

第26条 借受人又は運転者は、使用期間中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社に指示に従うこと。

(2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

(3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類などを遅滞なく提出すること。

(4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、解決するものとします。

3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

### (盗難発生時の措置)

第27条 借受人又は運転者は、使用期間中にレンタカーの盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。

(2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

(3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類などを遅滞なく提出すること。

(使用不能による貸渡契約の終了)

第28条 レンタカーの使用期間中において、借受人又は運転者に帰責性のある故障、事故、盗難その他の借受人の責に帰すべき事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用不能となったときは、借受人は当該事由の発生を当社に直ちに連絡しなければならず、当社に連絡がなされた時点で貸渡契約は終了するものとします。

2 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。

3 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。

なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第1項、同2項、同3項を準用するものとします。

4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。

なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

6 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

## 第7章 賠償及び補償

(賠償及び営業補償)

第29条 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用期間中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

3 当該レンタカーを利用し生じた損害については、いかなる場合にも借受人及び利用者が賠償責任を負うものとします。

(保険及び保障)

第30条 借受人又は運転者が前条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、下記の限度内の保険金又は保証金が支払われます。

用途	タイプ	自動車保険 (単位: 万円)			
		対人	対物	人身傷害	車両保険
ケーブル 巻取車	Aタイプ (R3年式)	無制限	無制限 (免責10)	無制限	1,980 (免責10)
	Bタイプ (R7年式)	無制限	無制限 (免責10)	無制限	2,480 (免責10)
ウインチ 車	Aタイプ (日野)	無制限	無制限 (免責10)	無制限	450 (免責10)
	Bタイプ (いすず)	無制限	無制限 (免責10)	無制限	515 (免責10)

2 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

3 警察及び当社に届出のない事故その他借受人又は運転者が貸渡契約に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

4 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

ただし、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害と指定された災害(以下「激甚災害」といいます。)による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することを要しないものとします。

5 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

6 第1項第2号及び第3号に定める保険金又は補償金の免責金額に相当する損害については、借受人又は運転者の負担とします。

## 第8章 貸渡契約の解除

(貸渡契約の解除)

第31条 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第8条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告をせずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

(同意解約)

第32条 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2 借受人は、前項の解約をするときは、貸渡から返還までの期間に対応する基本料金に加え、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = { (予定借受期間に対応する基本料金) - (貸渡から返還までの期間に対応する基本料金) } × 50%

## 第9章 個人情報

(個人情報の利用目的)

第33条 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- (1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を実施するため。
  - (2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、Eメールの送信等の方法により案内するため。
  - (3) 貸渡契約の締結に際し、借受申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。
  - (4) 当社の取り扱う商品サービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
  - (5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
  - (6) 第17条第6項及び第25条第1項における法的措置の手続きに関して利用するため。
- 2 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

(個人情報の登録及び利用の同意)

第34条 借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、利用されることに同意するものとします。

- (1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
- (2) 当社に対して第17条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額支払いがない場合
- (3) 第25条第1項に規定する不返還があったと認められる場合
- (4) 法的措置が必要と判断されたとき

## 第10章 雑則

(相殺)

第35条 当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

(消費税)

第36条 借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとします。

(遅延損害金)

第37条 借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(準拠法等)

第38条 準拠法は日本法とします。

- 2 邦文約款と、英文その他邦文以外の約款に齟齬があるときは、邦文約款を優先するものとします。

(合意管轄裁判所)

第39条 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則 本約款は、許可日から施行します。